

<年度の途中で 65 歳になられる方>

7月の本課税の時から誕生月の前月（月の初日生まれの方は前々月）までの分を計算して課税していますので年度途中での変更課税はありません。

※ 65 歳からは国民健康保険税とは別に『介護保険料』を納めるようになります。

<年度の途中で 40 歳になられる方>

40 歳の誕生月（月の初日生まれの方は前月）から介護納付金分を納めていただくことになりますが、7 月以降に 40 歳になられる方については、7 月の本課税の時に前もって介護納付金分を課税することはできませんので、年度の途中で変更課税をさせていただき増額分を通知します。

●国民健康保険税納税を滞納すると・・・

納期限までに納付されない場合は督促状が発布され、100 円の督促手数料を加算して納めていただくことになります。

また、特別な理由もなく国民健康保険税の滞納が続きますと、有効期限の短い「短期被保険者証」や、病院窓口で医療費をいったん全額自己負担する「資格証明書」が交付されたり、国保の給付等の制限を受ける場合がありますので、忘れずに納期限までに納めてください。

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎ 77-3614

ご存じですか？ 介護保険 適切なサービスの利用が 介護保険料上昇の抑制につながります。

介護サービスはケアマネジャーと相談して作成したケアプランに基づいて利用します。
ケアマネジャー以外からの下記のような勧誘には気を付けましょう。

- すでに介護サービスを使っているのに、回数を増やさないかと言われた。
- すでに介護サービスを使っているのに、他のサービスを使ってみないかと言われた。
- とにかくお試しでサービスを使ってみないかと言われた。

このような勧誘は、ケアプランに基づいた適切なサービス利用を阻害するものであり、不適切なサービス利用につながります。結果的に保険料の上昇につながっています。

このような勧誘が来たときは安易に応じず、担当のケアマネジャーか、役場保健福祉課（☎ 77-3614）、地域包括支援センター（☎ 77-1171）にご相談ください。

過剰なサービス利用が、介護給付費増大の一因となっています。
できること・やりたいことをよく考えて、ケアプランに反映させましょう。